

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部改正について

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例（昭和62年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を当該期限内に納付することが困難であると認められるときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限は、10年以内とすることができる。

第29条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告が行われた日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付金利のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とする。

- (1) 償還方法が元利均等半年賦償還であること。
- (2) 貸付期間が5年以内であること。
- (3) 据置期間が無であること。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，事業に係る清算金を分割徴収する場合について，納付が困難となる者に係る期限を延長し，及び利率を規定するため，所要の改正をする必要による。